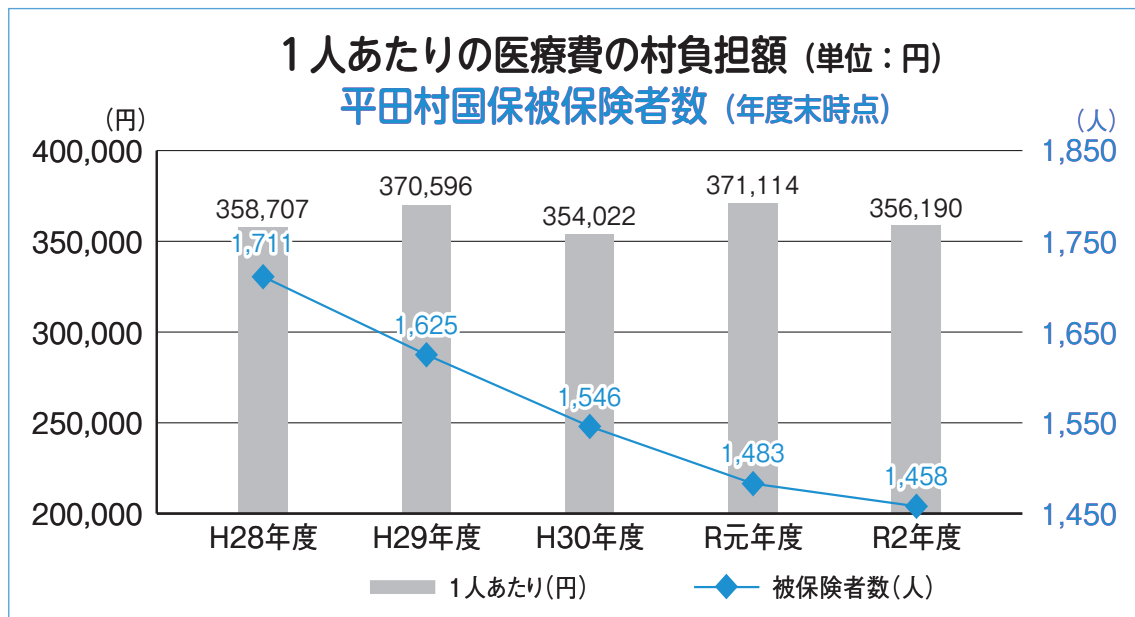


国民健康保険税の納付をお願いします

全国的に国民健康保険は加入者の年齢層が高く、所得水準が低いなどの構造的な問題を抱え、本村の運営も年々厳しさを増しております。医療費の伸びを抑えられれば、将来的に保険税負担が低くなる可能性があり、安定した国保運営につながります。国保を安心して使っていただくため、医療費の抑制と保険税の納付にご理解とご協力をお願いします。



一人当たりの医療費は年度ごとに増減を繰り返しています。これは被保険者数が年々減少しており、一人の医療費の増加が、一人あたりの医療費の負担額に反映されやすいためです。医療費の高騰を防ぐためにも、「特定健診・特定保健指導」等の健診を毎年受け、病気の予防・早期発見・早期治療をおこない、重症化を予防しましょう。

医療費を大切に ～医療機関や薬との上手な付き合い方～

- ・年に1回は健康診断を受け、病気の予防や、早期発見・治療に努めましょう。
- ・同じ病気で複数の病院等を受診すると、診療料など費用が二重にかかるのでやめましょう。
- ・緊急時を除き、診療時間内の受診を心掛けましょう。
- ・お薬手帳を活用して、薬の重複を防ぎましょう。
- ・ジェネリック医薬品の利用を検討してみましょう。



※ジェネリック医薬品とは

薬の特許期間が過ぎたことで、広く製造販売される薬のことです。薬の主成分や効能は同じですが、開発費などがかからないため、低価格のものが多くなっています。



住民課 (国保担当) ☎ 55-3112
 税務課 (保険税担当) ☎ 55-3113

未納だと損をします！

国民年金保険料を納めるのが難しい方へ

制度 1

経済的に保険料が納められない方に「申請免除」制度

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。

- * 審査対象者：本人・配偶者・世帯主
- * 承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間
- * 審査は年度単位（7月～翌年6月）で行います。

制度 2

50歳未満の方に「納付猶予」制度

50歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料の納付が猶予されます。

- * 審査対象者：本人（50歳未満）・配偶者
- * 承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間
- * 審査は年度単位（7月～翌年6月）で行います。

制度 3

20歳以上の学生さんに「学生納付特例」制度

学生で前年所得が基準以下の場合、在学期間中の保険料が猶予されます。

- * 審査対象者：学生本人
- * 承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間
- * 審査は年度単位（4月～翌年3月）で行います。

制度 4

障害基礎年金や生活保護を受けている方に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生（共済）年金の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立保養所などに入所している方は保険料が免除されます。

- * 法定免除に該当する方でも保険料の納付を申し出ること、前納や口座振替を利用して保険料を納められます。

未納期間があると、老齢基礎年金の年金額に計算されないため、受け取る年金額も少なくなります。保険料の納付が難しい場合は、未納のままにせず、免除等のご相談をお願いします。

■必要書類

- ・ 申請書（住民課にあります。日本年金機構のホームページから印刷することも可能です。）
- ・ 年金手帳、もしくはマイナンバーカード（基礎年金番号・マイナンバーのいずれかが分かる書類）
- ・ 雇用保険受給資格者証（失業の場合） ・ 学生証または在学証明書（学生の場合）

■手続きの流れ

- ①申請書の記入・提出
- ②日本年金機構にて審査（審査は2～3か月かかります）
- ③結果の通知書が送付される。

■手続き先

- ・ 郡山年金事務所 ☎024-932-3434
- ・ 住民課 ☎55-3112